

大月エコの里特区

都道府県名： 山梨県
申請主体名： 大月市
区域の範囲： 大月市の区域の一部（富浜町鳥沢地内中野・山谷地区）



特区の概要： 宅地開発事業者から寄附を受ける 4.2ha の農地と 5.8ha の山林・原野を、大月市のめざす「自然と共生する環境調和都市」の実現に向けて設立するNPO法人「大月エコの里」に貸付ける。大月エコの里において、里山保全等の環境保全活動を行うとともに、農業や森づくりを体験する事業や環境教育事業などの都市農村交流を進める事業を展開することにより、交流人口を効果的に増大させ地域の活性化を図る。

適用される規制の特例措置： ・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認



【大月エコの里事業実施区域】